

中国における改正森林法と事業者の合法性確認実施状況：

事業者向けサマリー

ITTO プロジェクト PP-A/56-342B

“Analysis of Timber Legality Assurance Systems and Good Practices
in China, Myanmar and Viet Nam for Sustainable Timber Trade”

鮫島弘光

公益財団法人 地球環境戦略研究機関



中国における改正森林法と事業者の合法性確認実施状況：事業者向けサマリー

公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES）は、「地球環境戦略研究機関設立憲章」の趣旨を踏まえ、新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究（戦略研究）を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的とし、1998年3月に日本政府のイニシアティブと神奈川県の実務支援により設立されました。
<https://www.iges.or.jp/en>

国際熱帯木材機関（ITTO）は、熱帯林資源の保全と持続可能な管理、利用、取引を促進する政府間組織です。ITTOのメンバーは、世界の熱帯林の大部分と世界の熱帯木材貿易を代表しています。ITTOは、持続可能な森林管理と森林保全を促進するために、国際的に合意された政策文書を作成し、熱帯の加盟国がその政策を地域の状況に適応させ、プロジェクトを通じて現地で実施することを支援します。さらに、ITTOは熱帯木材の生産と貿易に関するデータを収集、分析、普及し、コミュニティと産業の両方のスケールで持続可能な森林産業の発展を目指したプロジェクトやその他の行動に資金を提供しています。1987年の発足以来、ITTOは1000以上のプロジェクト、プレプロジェクト、活動に4億米ドル以上資金を提供しました。すべてのプロジェクトは任意拠出金を財源にしており、現在までの主な拠出は日本とアメリカ合衆国の政府によって行われています。

© ITTO 2023

本作品は著作権で保護されています。ITTO、日本政府農林水産省及びIGESのロゴを除き、本書中の図版および文字情報は、販売または商業利用されず、出典を明記することを条件に、その全部または一部を複製することができます。

免責事項

本書で使用されている呼称および資料の提示は、いかなる国、地域、都市、またはその当局の法的地位、あるいはその境界線の画定に関するいかなる意見の表明を意味するものではありません。

本報告書の内容は著者個人の責任であり、いかなる場合においてもITTO、日本政府農林水産省及びIGESの立場を反映したものではありません。

目次

1. はじめに.....	1
2. 中国における木材需給の概要.....	2
3. 違法伐採に対する 2019 年改正森林法の規定とその運用.....	4
4. 中国の木材関連事業者の合法性確認の取組状況	5
調査方法	5
結果	6
ヒアリング先事業者のプロファイル	6
調達した木材の種類と販売先.....	7
合法性確認の状況	12
5. まとめと中国からの木材製品輸入事業者への示唆.....	18

1. はじめに

持続可能な森林経営促進のため、過去数十年にわたり、木材消費国における違法伐採木材対策の取組が進められてきました。2008年に米国はレイシー法を改正し、2010年にEUはEU木材規則を導入、2012年にオーストラリアは違法伐採禁止法を制定しました。また2016年には日本もクリーンウッド法を制定、2017年には韓国も木材の持続可能な利用に関する法律を改正しました。

近年中国は世界の木材・木材製品貿易のハブとなりつつありますが、中国から輸出される木材製品の合法性に対する懸念が高まっています。2015年に米国において、フローリング材流通大手のランバークイデーター社に対し、レイシー法に基づく有罪判決が下されていますが、この判決は、中国から輸入していたフローリング材について、違法に伐採された疑いのあるロシア産のオークを英国産オークと虚偽表示して輸入したことに對してでした。また2015年にはイギリスの国家計量庁が、国内の13事業者が中国から輸入した合板の樹種分析を行い、9事業者の樹種表示が誤りであることを示しました¹。日本の木材輸入事業者にヒアリングを行っても、中国は、ロシア、ベトナムと並び、木材の合法性確認が困難な国として挙げられることが多いです。

一方中国でも、欧米市場への輸出事業者を中心に、米国レイシー法、EU木材規則に対応した合法性確認が自主的に行われてきました。また2019年に森林法が改正され、全ての事業者を対象に、違法伐採木材の取り扱いが明確に禁止されました。

本プロジェクト（PP-A/56-342B “Analysis of Timber Legality Assurance Systems and Good Practices in China, Myanmar and Viet Nam for Sustainable Timber Trade”）では中国について、改正森林法による違法伐採木材対策の状況、現在の事業者の取組状況を明らかにしようとしてしました。詳細は以下の2つの技術報告書として取りまとめました。

- 1) 中国における合法的な木材貿易のための法制度とその他のイニシアティブ
- 2) 中国における木材関連事業者による木材合法性確認の実施状況

本サマリーはこの2つの技術報告書の内容をとりまとめ、事業者が中国から木材・木材製品を輸入する際に実施するデュー・デリジェンスに役立つ情報を提供することを目的とします。

¹ Pillet, N., & Sawyer, M. (2015). EUTR: Plywood imported from China.
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/402325/Chinese_Plywood_Research_Report.pdf

2. 中国における木材需給の概要

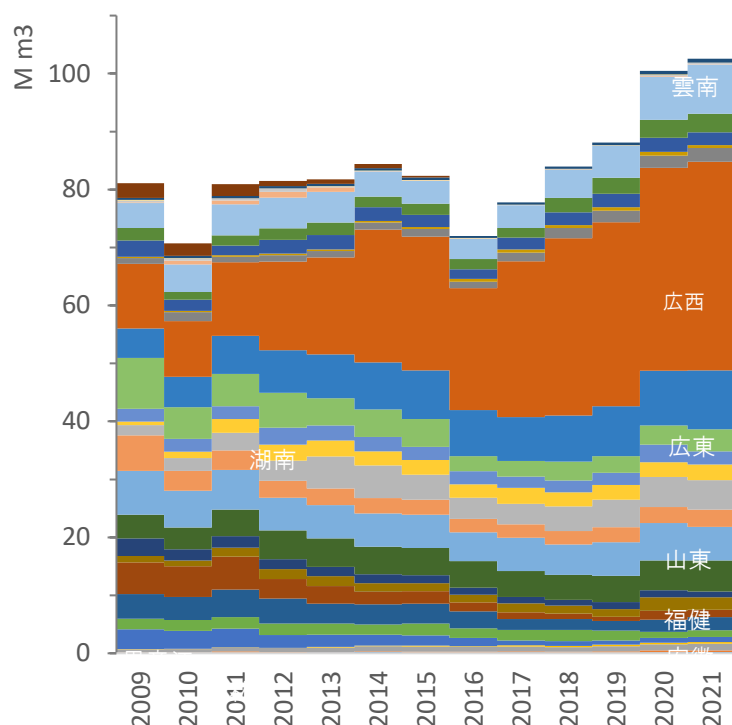


図1 省別の原木生産量推移（単位：百万立米）

出典：中国統計年鑑

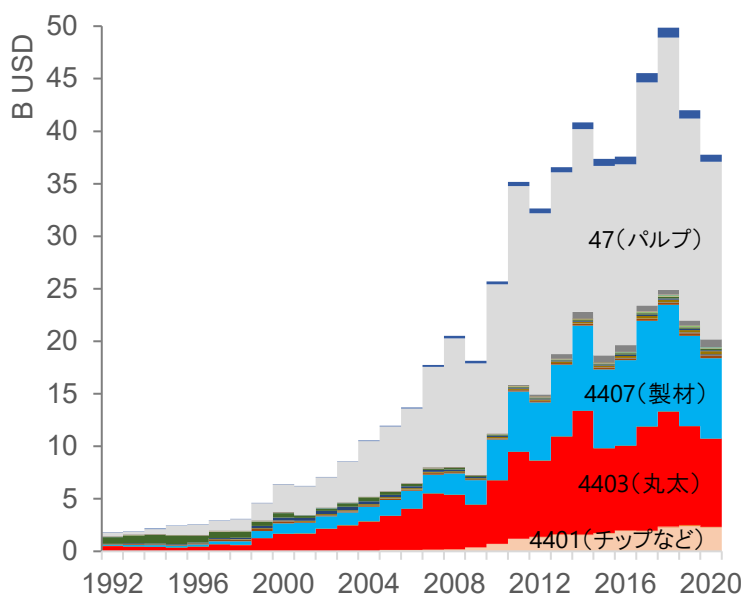


図2 中国の木材輸入額推移（単位：十億米ドル）

出典：Comtrade

中国では過去 10 年近く、年間 1 億立米近くの原木が生産されています。1990 年代末から国内森林保護の政策がとられ、2017 年には全土において天然林の伐採が基本的に禁止されました。この結果、国内の木材生産は天然木から植林木（ポプラ、ユーカリ等）へとシフトしています。かつては東北地方や華東地方が主な木材産地でしたが、近年は広西チワン族自治区で全国生産量の 3 割以上が生産されています（図 1）。

一方、中国は現在、世界最大の丸太・製材輸入国となっており（図 2）、2021 年の木材自給率は 49% でした。丸太については EU やニュージーランド、製材についてはロシアが主要な輸入先となっています（図 3）。

違法伐採が多いとされている高リスク国の中で輸入量が多いのはロシアからの製材（2020 年約 1500 万立米）、パプアニューギニアとソロモン諸島からの丸太（それぞれ約 200 万立米）でした。他の

熱帯諸国からの輸入は、それぞれ中国の総輸入量全体からすれば数パーセント以下にすぎません。しかし多くの熱帯諸国にとって、中国は最大の木材輸出先となっています。2020 年には全世界の熱帯材丸太貿易量の 60%、製材貿易量の 63%が中国によって輸入されました（図 4）。

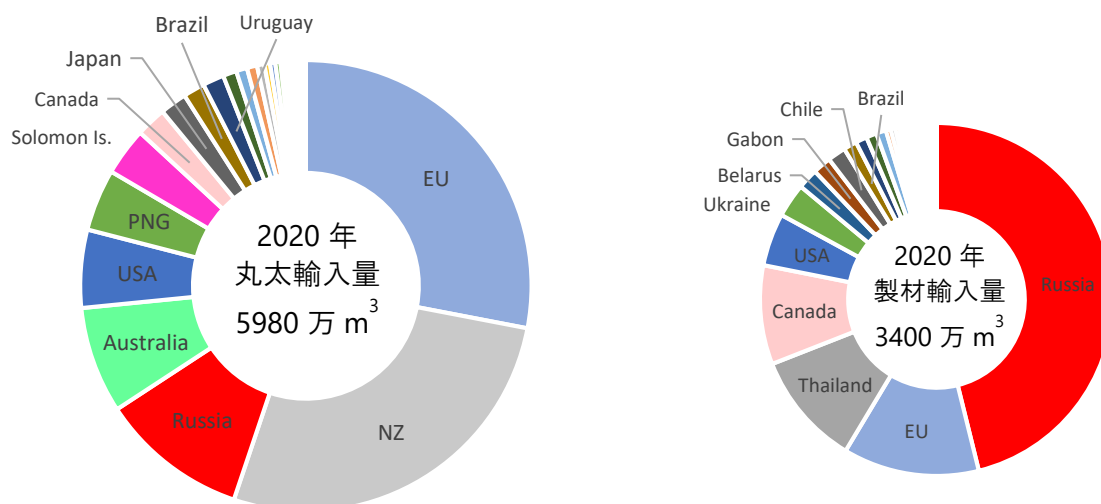


図 3 中国の 2020 年丸太、製材輸入量国別内訳
出典：Comtrade

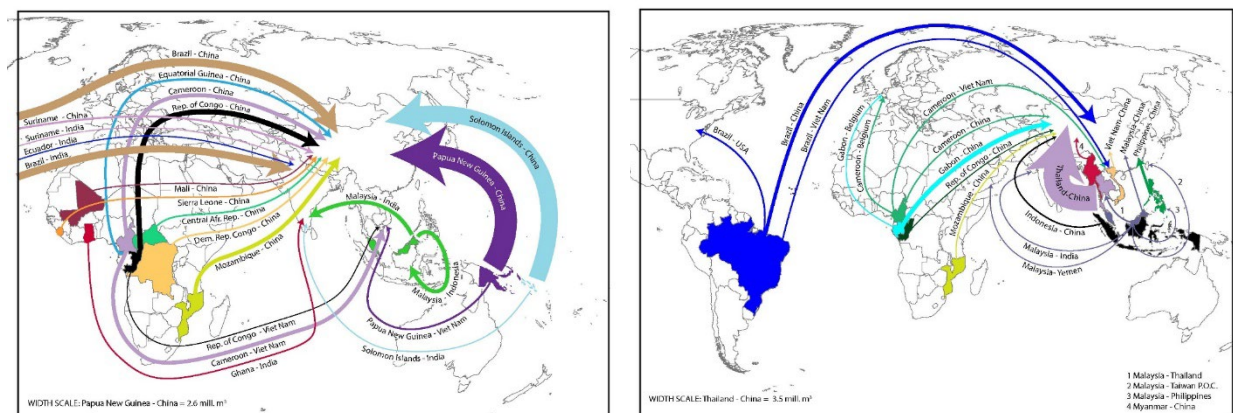
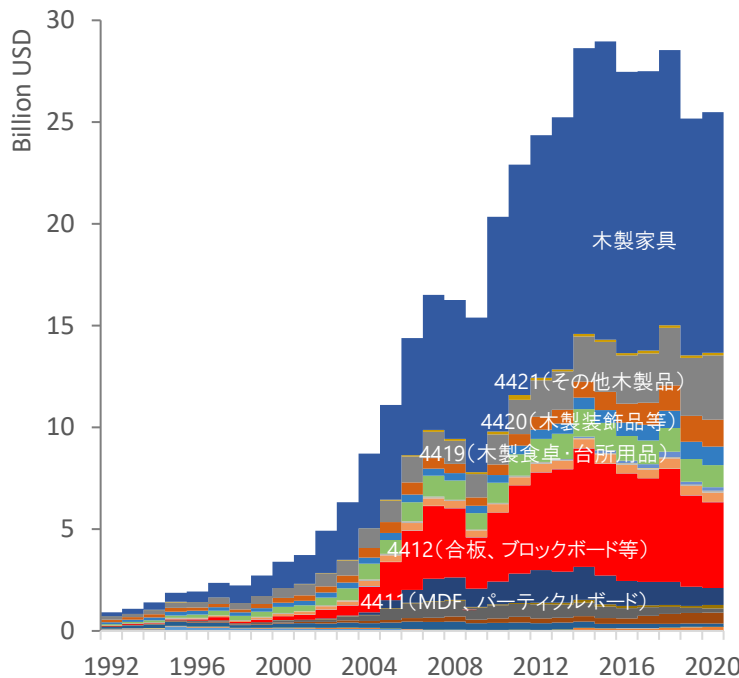


図 4 2020 年の主要な熱帯材丸太と製材貿易
出典：ITTO



中国からは合板、家具、様々な木材製品が輸出されています（図5）。しかし中国国内で生産、または輸入された木材の大部分は中国国内で消費されています。例えば中国は現在、世界最大の合板輸出国ですが、それは国内生産量の1割程度の量にすぎません。

図5 中国の木材・木材製品輸出量（単位：十億米ドル）

出典：Comtrade

3. 違法伐採に対する2019年改正森林法の規定とその運用

中国の森林法は2019年に改正され、2020年から施行されています²。その第65条では違法に伐採された木材の取引や加工が禁止されました。また、第78条においてそれに違反した場合の罰則も規定されました。

第65条 木材管理・加工事業者は、原材料・製品の出入庫台帳を整備しなければならない。いかなる単位または個人も、盗伐や無差別伐採など違法な由来であることが知られている木材を取得、加工、輸送してはならない。

第78条 本法の規定に違反して、盗伐、無差別伐採など違法由来であることが知られている木材を取得、加工、運搬した者は、県レベル以上の人民政府の主管林業部門から違法行為の停止を命じられ、違法に取得、加工、運搬した林木またはその販売代金を没収され、違法に取得、加工、運搬した林木の価格の3倍以下の罰金を科されることがあります。

² https://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/202106/t20210608_836755.shtml

森林法は改正されてから 3 年近く経っているにも関わらず、その実施のための実施規則が公布されていません。パブリックコメントのため、実施規則の案が 2022 年夏に公表されましたが、第 65 条に関連する規定はありませんでした。このため第 65 条はまだ執行されていないのではないかという見方もありました。しかしながら以下のように、第 65 条に基づいて、違法に伐採された木材を購入したり加工したりした事業者に対し、罰則が科せられている事例がすでに存在します。これらは第 65 条と、省レベルの規則とを合わせて運用されていました。

河南省平頂山市魯山県林業局は 2021 年 12 月 2 日に、不法に伐採されたナラ材を購入した人物に対し、森林法第 65 条および河南省実施<中華人民共和国森林法>行政裁量基準（試行）に基づき、購入した木材を没収し、その価格の 1.8 倍、総額 2,432 人民元の罰金を科した。³

浙江省台州市仙居県天然資源局は、2022 年 4 月 15 日に、県内の村民と加工工場の経営者が違法に伐採されたマツ板材を購入し、加工したことに対し、行政処分をおこなった。県天然資源局は事業者に対する聞き取り及び立ち入り検査を行い、森林法第 65 条および浙江省主要林業行政処罰裁量権実施基準に基づき、行政処罰予告通知書「仙自資規罰先告字〔2022〕第 72 号」を発行し、マツ丸太の不正取得停止を命令し、違法に購入され、加工された木材の価格の 2 倍、総額 6,214 人民元の罰金を科した。⁴

4. 中国の木材関連事業者の合法性確認の取組状況

調査方法

中国の木材関連事業者による合法性確認の取組状況をヒアリング調査によって明らかにしました。調査は中国木材・木材製品流通協会（CTWPDA）の協力のもとに行われました。ヒアリングのための質問票を作成し、CTWPDA のスタッフによって、ヒアリングを受けることの打診、ヒアリング（主に SNS、電話）が行われました。

ヒアリング調査は 2022 年に第 1 期と第 2 期の 2 回の時期に実施しました（表 1）。第 1 期の対象事業者は CTWPDA の加盟事業者を中心に選定し、木材の輸入などの流通または加工を行う事業者が大半を占めました。一方、第 2 期の対象事業者は日本農林規格（JAS）認定事業者の中から選定しました。そのほとんどは合板、LVL、フローリングの製造事業者でした。第 1 期と第 2 期合わせ、合計 72 事業者からデータを得ることができました。

³ <http://www.xayzthm.com/upload/files/2022/2/211965861.pdf>

⁴ http://www.zjxj.gov.cn/art/2022/4/20/art_1636623_58972549.html

表 1 ヒアリング実施時期と対象事業者

	実施期間	回答事業者数	対象事業者
第 1 期	2022/3/24 ～4/29	35	- CTWPDA の加盟事業者を中心に選定 - 主に中国への輸入、加工事業者
第 2 期	2022/10/10 ～11/16	37	- JAS 認定事業者を中心に選定 - 主に合板、LVL、フローリング製造・輸出（日本向け）事業者

結果

ヒアリング先事業者のプロファイル

ヒアリング先事業者の所在地は 15 省におよびましたが、江蘇省が最多でした（表 2）。特に第 2 期では 37 社中 21 社が江蘇省でした。江蘇省は中国の丸太輸入量が最大で、JAS 認定工場の数も最多なので、このような結果になったと考えられました。次に多いのが、山東省でした。

所有形態は国有が 10 社、私営企業が 56 社でした。各事業者の設立年は 90 年代末から 2010 年代にかけてでした（図 6）。従業員人数は 10 人から数百人（図 7）、2021 年の売上高は、1 億～100 億円の事業者が大部分でした（図 8）。

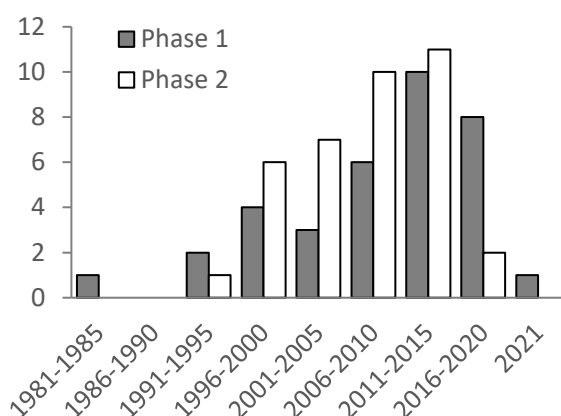


図 6 設立年代別事業者数

表 2 ヒアリング先事業者の所在地

	第 1 期	第 2 期	合計
北京	4		4
天津	1		1
河北		2	2
遼寧		3	3
黒竜江	3		3
上海	4	1	5
江蘇	5	21	26
浙江	1	4	5
山東	5	4	9
河南		1	1
湖北	1		1
広東	6		6
広西	2	1	3
重慶	2		2
青海	1		1
合計	35	37	72

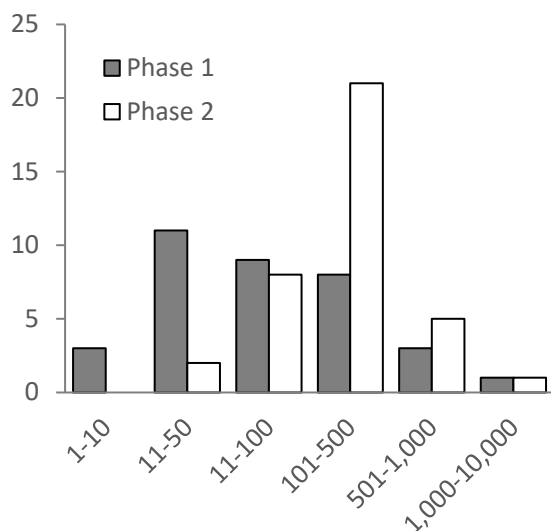


図 7 従業員人数別事業者数

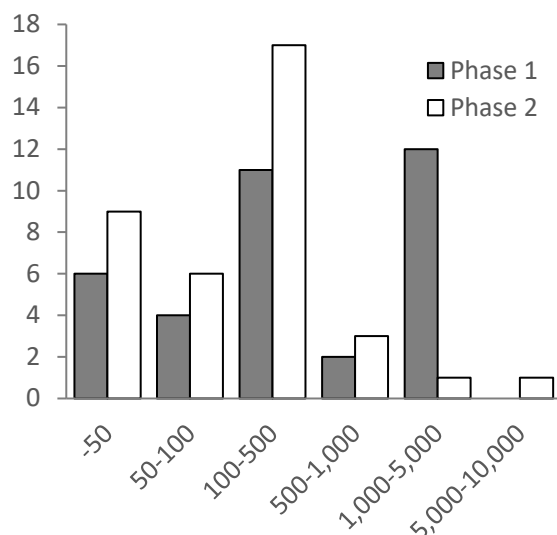


図 8 2021 年売上高（単位：100 万人民币）別事業者数

調達した木材の種類と販売先

第 1 期、第 2 期合わせ、52 事業者が輸入材を調達し、30 事業者が国産材を調達していました。また 59 事業者は国内市場に販売し、42 事業者は国外市場に販売していました。調達した木材の種類、販売先のパターンは、第 1 期と第 2 期の事業者で大きく異なりました。第 1 期では、輸入材のみを調達し、国内市場のみで販売する事業者が全体の 3/4 を占めました。一方第 2 期では、国産材のみまたは国産材と輸入材を調達し、海外市場のみまたは国内と海外の両方に販売してる事業者が 8 割を超えました。

輸入材を調達した 52 事業者のうち、37 事業者は自社で直接輸入していましたが、15 事業者は中国国内の他の事業者からの調達でした（図 9）。これらの事業者の約半分は、誰が輸入した材なのか把握していないと回答しました。その理由としては、単純に情報不足との回答もありましたが、調達先に聞いても、中抜きされるのを恐れて供給源を教えてくれないことを理由に挙げる事業者もありました。

表 3 第 1 期：35 事業者

		販売先		
		国内市場のみ	国内・海外市場	海外市場のみ
調達する 木材の種類	輸入材のみ	26	4	3
	輸入材・国産材			
	国産材のみ	2		

表 4 第 2 期：37 事業者

		販売先		
		国内市場のみ	国内・海外市場	海外市場のみ
調達する 木材の種類	輸入材のみ	1	2	1
	輸入材・国産材	1	10	4
	国産材のみ		13	5

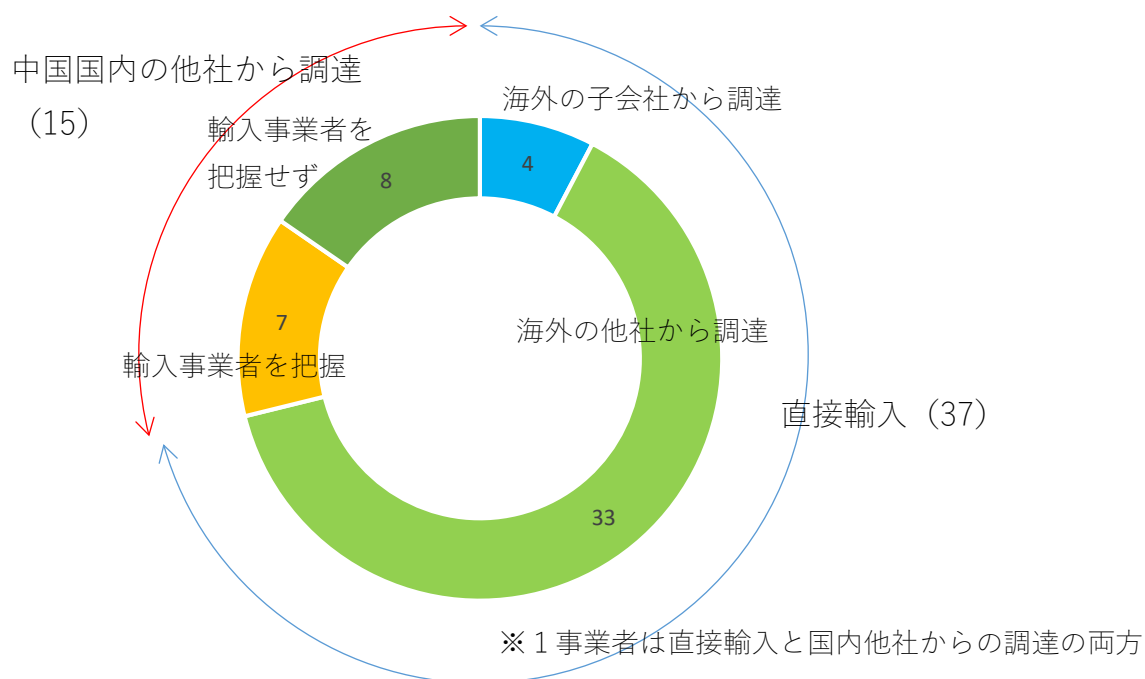


図 9 輸入材の調達方法

輸入材の伐採国と樹種を表 5 に示します。世界中の様々な地域から、針葉樹材、広葉樹材が調達されていました。調達している事業者の多い伐採国は、先に示した中国の丸太・製材の主要な調達先である、ニュージーランド、ロシア、米国、カナダ、EU などでした。第 2 期の事業者（日本に輸出している JAS 認定事業者）の中では、ニュージーランド産のラジアータパインを調達している事業者が多く、他にロシア産カラマツ、米国のウォールナット、アメリカンチェリー、アフリカの様々な広葉樹材を調達していました。

一方、国産材については、13 省産の木材が調達されていました（表 6）。ヒアリング先事業者の多い江蘇省、山東省産の木材を調達している事業者が多かったですが、吉林、四川、陝西、甘肅など、内陸の省から調達している事業者もありました。樹種で見ると、ポプラ、ユーカリが多くの省から調達されていました。

表 5 輸入材の産地と樹種（52 事業者）

輸入材の原産国	第 1 期	第 2 期	樹種
NZ	10	12	辐射松（ラジアータパイン）
Russia	13	4	樟子松（ヨーロッパアカマツ） 落叶松（ロシアカラマツ） 白松（？） 楊木（ポプラ） 桦木（カバ） 柞木（ナラ）
USA	10	3	南方松（サザンイエローパイン：ダイオウショウ <i>Pinus palustris</i> , スラッシュマツ <i>P. elliotii</i> , エキナタマツ <i>P. echinate</i> , テーダマツ <i>P. taeda</i> の総称） 花旗松（ベイマツ、 <i>Pseudotsuga menziesii</i> ） 铁杉（ベイツガ、 <i>Tsuga</i> spp.） 黒胡桃（ブラックウォールナット） 櫻桃（アメリカンチェリー） 红橡（レッドオーク） 白橡（ホワイトオーク） 黄楊（ユリノキ、 <i>Liriodendron tulipifera</i> ） 白蜡（メープル？）
Canada	12		南方松 花旗松

			鉄杉 SPF
EU (Germany, France, Sweden, Finland, Croatia etc.)	9	1	云杉 (トウヒ、 <i>Picea spp.</i>) 樟子松 赤松 白橡 榉木 (ヨーロッパブナ)
Africa (Cameroon, Gabon, Liberia, Mozambique, Madagascar etc.) *	5	4	奥坎 (オカン、 <i>Cylicodiscus gabunensis</i>) 阿尤斯 (アユース、 <i>Triplochiton scleroxylon</i>) 沙比利 (サペリ、 <i>Entandrophragma cylindricum</i>) 緬茄木 (アフゼリア、 <i>Afzelia bipindensis</i> , <i>A. pachyloba</i>) 緑柄桑 (ダホマ、 <i>Piptadeniastrum africanum</i>) 非洲柚木 (アサメラ、 <i>Pericopsis elata</i>) 菠萝格 (メルバウ、 <i>Intsia bijuga</i>) 小斑马 (ゼブラノ、 <i>Microberliniac brazzavillensis</i>) 奥古曼 (オクメ、 <i>Aucoumea klaineana</i>)
Japan	6	1	柳杉 (スギ)
Ukraine, Belarus	6		白松 云杉 赤松 樟子松 落叶松
Brazil	6		火炬松 (テーダマツ、 <i>Pinus taeda</i>) 湿地松 (スラッシュマツ、 <i>Pinus elliottii</i>)
Chile	6		湿地松/火炬松 辐射松
Thailand	2	2	橡胶木 (ゴムノキ)
Uruguay	2		火炬松
Colombia, Venezuela	2		松木 (<i>Pinus spp.</i>) 香柏木 (<i>Pometia spp.</i>) 肉豆蔻 (ニクズク、 <i>Myristica fragrans</i>)
PNG, Solomon Is.	2		唐木 (Cedar) 桉木 (ユーカリ)
South Africa	1		松木
Philippines	1		奥古曼
合計	33	18	

表 6 国産材の産地と樹種（30 事業者）

	事業者数	樹種
河北	1	桦木（カバ）、杨木（ポプラ）
内蒙古	1	樟子松／赤松（ヨーロッパアカマツ）
吉林	2	桦木、水曲柳（ヤチダモ）、榆树（ニレ）、松木（マツ）
黒竜江	1	云杉（チュウゴクスプルス、 <i>Picea asperata</i> ）
江蘇	18	桐木（キリ）、杨木、桉木、桦木、水曲柳、松木
浙江	1	杨木、桉木
江西	1	杨木、桉木
山東	9	杨木、桦木、松木
河南	2	杨木
広西	4	桉木
四川	2	桉木
陝西	1	云杉
甘肅	1	云杉

海外市場で販売している事業者のうち、最も多くの事業者が輸出している国は日本でした（35 事業者）（図 10）。他には、米国、欧州、オーストラリア、韓国などに輸出している事業者が多く、これらはみな、クリーンウッド法を含め、違法伐採対策の法令が存在する国でした。

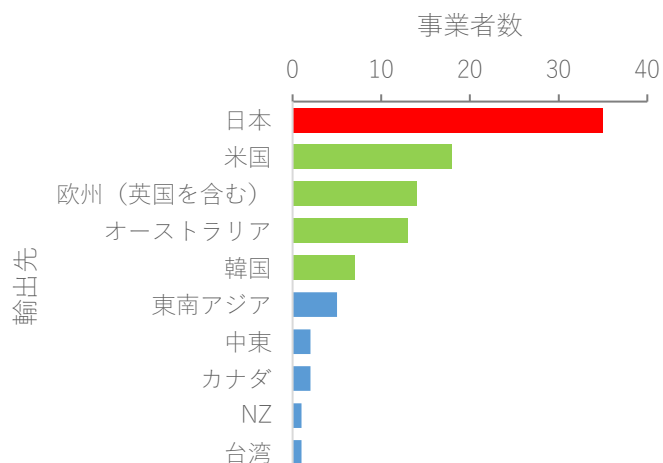


図 10 輸出先別事業者数

合法性確認の状況

「木材の合法性と持続可能性に関するデューデリジェンスシステムを持ち、顧客に関連情報を提供しているか？」という質問に、72 事業者中 70 事業者が「はい」と回答しました。また、改正森林法では、輸送許可、加工許可の制度が廃止された一方、すべての木材流通・加工事業者に対し「出入庫台帳」を作成することを要求していますが、「出入庫台帳を持っているか？」という質問にも、72 事業者中 70 事業者が「はい」と回答しました。このうち 66 事業者は、出入庫台帳の中に木材の合法性に関連する情報も含んでいると回答しました。第 2 期の事業者のみには「調達先に合法性や持続可能性に関する書類の提供を求めているか？」という質問もしましたが、全事業者（輸入材について 18 事業者、国産材について 31 事業者）が「はい」と回答しました。

新型コロナの事情もあり、ヒアリング先の事業者を直接訪問しておらず、これらの事業者が本当に回答通りに実施していたのか確認できたわけではありません。しかし、中国の多くの事業者は、原材料が輸入材か国産材か、販売先が国内か国外かによらず、調達する際に合法性確認を行い、販売先に関連情報を提供する義務を負っていると認識しているとは言えると考えられました。

一方、にもかかわらず、ヒアリング先の事業者が調達量の全量について合法性の証明を得られているわけではありませんでした。図 11 は輸入材、国産材ごと、製品の販売先ごとに、調達量の全量について合法性証明を得られた事業者と、一部しか得られなかった事業者の割合を示したグラフです。全く合法性証明を得られていない事業者は存在しませんでした。

国産材を調達し、国内市場のみで販売している 2 事業者を除けば、どのカテゴリーでも半分程度の事業者のみが全量について合法性証明を得られたと回答しました。事前には海外市場に販売している事業者の方が、国内市場で販売している事業者よりも全量の合法性確認を行っている割合が高いと予想していましたが、有意な差はありませんでした。また、国産材の方が輸入材よりも全量の合法性証明を取得している事業者が多いのではないかと予想していましたが、その点も有意な差はありませんでした。

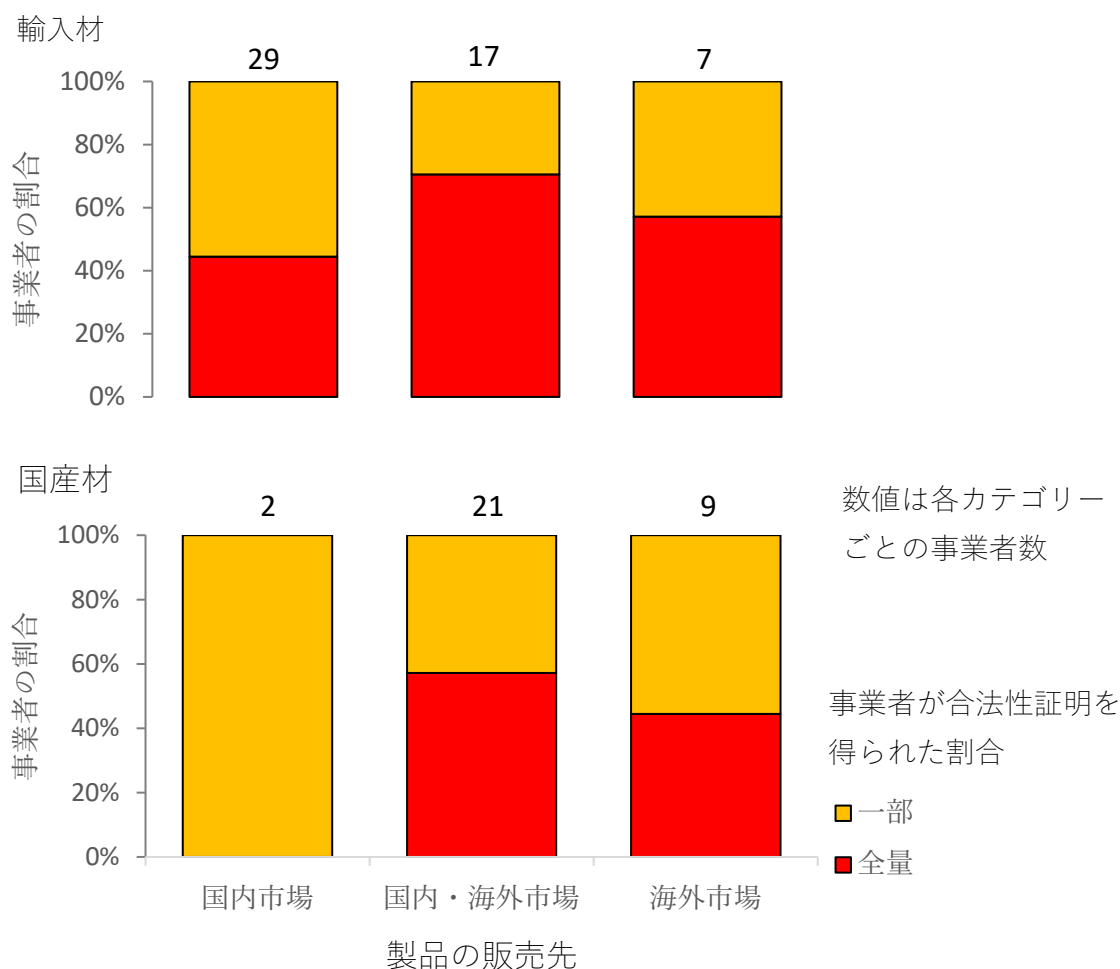


図 11 調達量の全量／一部について合法性証明を得られた事業者の割合

これらの事業者には、調達先に合法性証明を要求している理由を質問したところ、改正森林法などの中国国内法規を理由として挙げる事業者が最多でした（図 12）。特に国内市場で販売している事業者で顕著でしたが、海外で販売している事業者の中でも、相当の割合がこの点を理由としていました。一方、海外市場でのマーケティングを理由とする事業者や、販売先からの要求を理由としている事業者も少なくありませんでした。

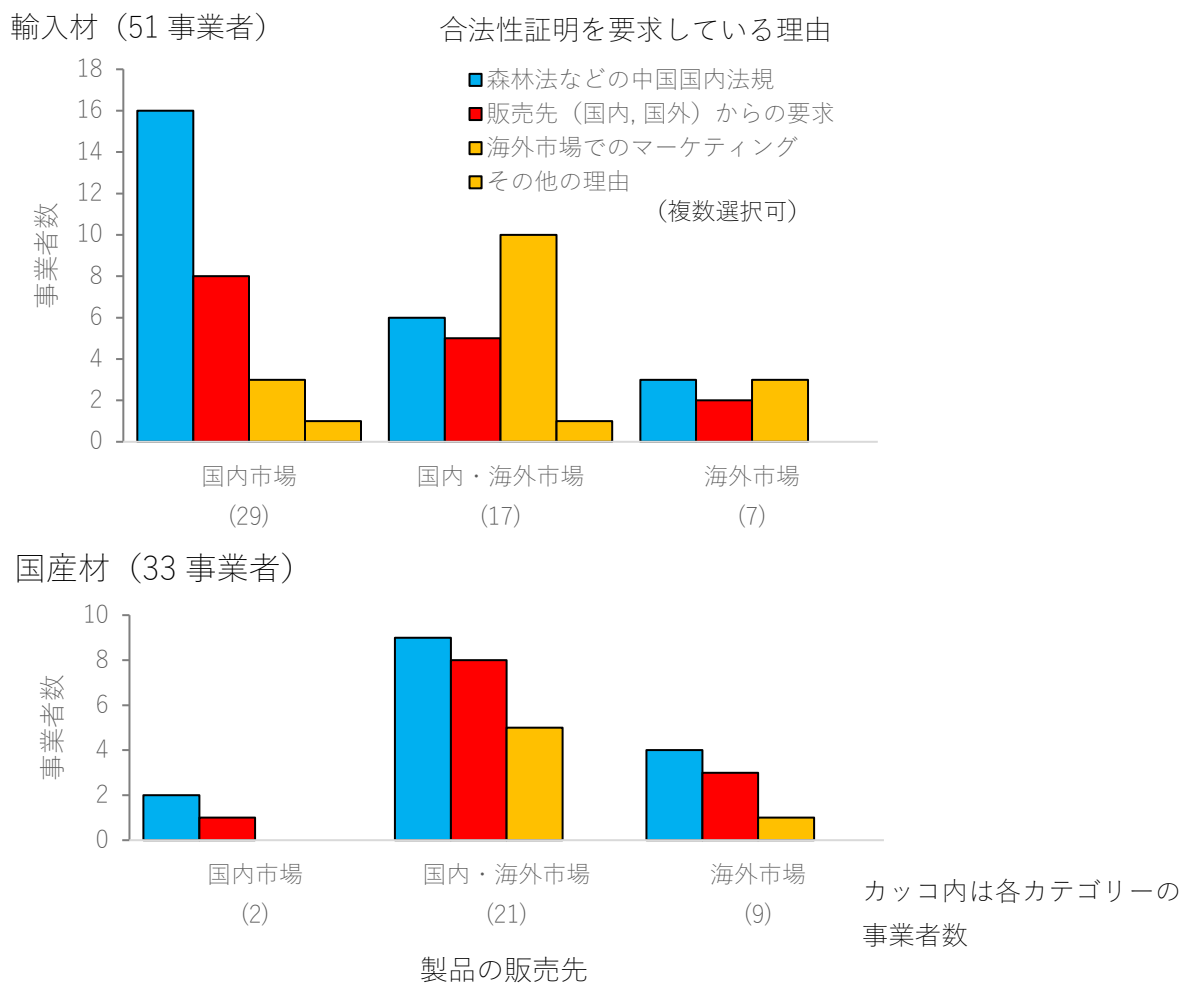


図 12 調達先に合法性証明を要求している理由

また事業者にはどのような合法性証明書を調達先に請求しているか質問しましたが、この回答については実際に取得している書類を回答した事業者もあれば、要求はしたが取得はできなかった書類を答えた事業者もあったと考えられます。輸入材については森林認証などの第三者証明を利用している事業者が最多、国産材については、政府が発行した公的な書類、具体的には地方政府からの伐採許可証を利用している事業者が最多でした（図 13）。

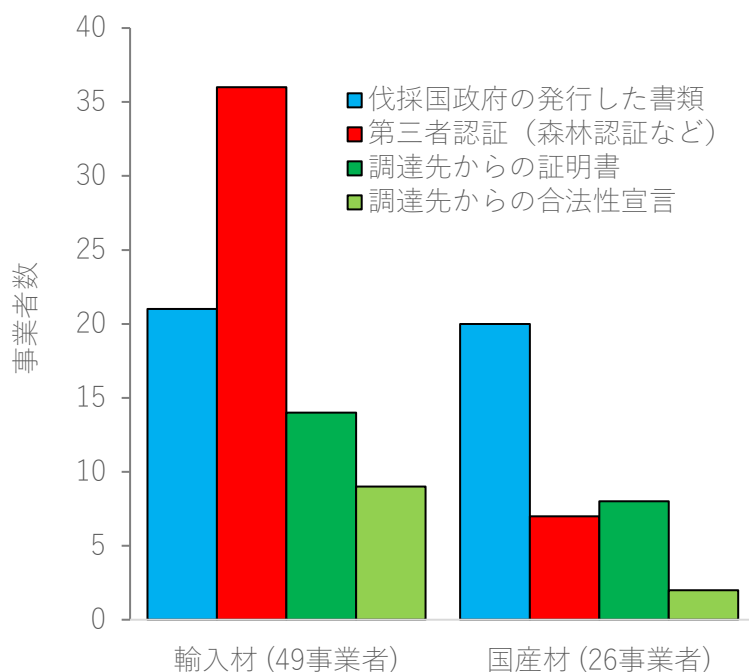


図 13 調達先に要求している合法性証明書類

また各事業者に、これらの合法性証明を得る上での困難な点を質問しました（図 14）。困難は特にないと回答した事業者は輸入材、国産材とも 3 割程度で、6-7 割の事業者は何らかの困難を回答しました。輸入材については、直接輸入を行っている事業者の中では、伐採国が合法性証明システムを持っていない／知らないからという回答が最多でした。中国国内で輸入材を調達している事業者の中では、調達先が伐採事業者ではないという理由が最多でした。

国産材については、サプライチェーンが複雑、一部の調達先が合法性証明を持っていないという理由が多く挙げられました。特に農家の家屋周辺は伐採許可の対象外であるという理由を挙げる事業者がいました。

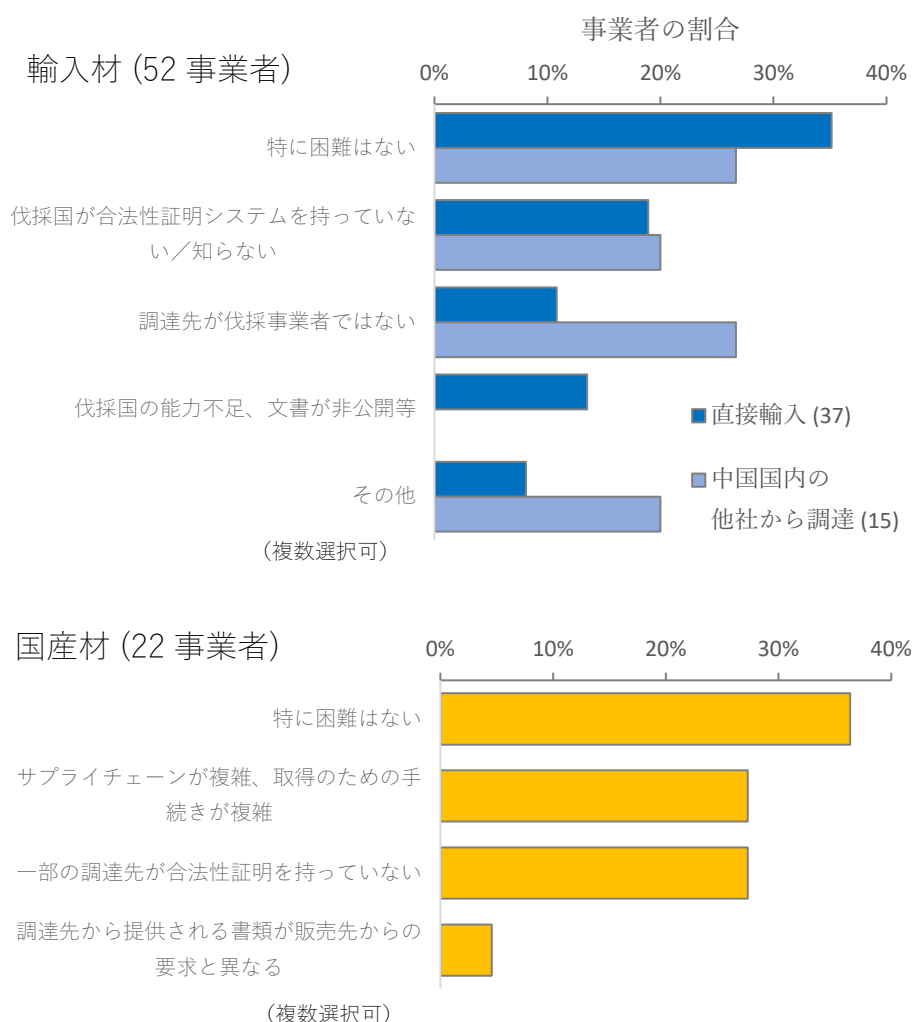


図 14 合法性証明を得る上での困難別の事業者の割合

これらの困難がある中で、各事業者が伐採時の合法性または持続可能性を確保するためにどのような措置を行っているか質問したところ、輸入材・国産材共に、サプライチェーンの遡及が容易な調達先（事業者や国）への変更を挙げた事業者が最多でした（図 15）。業界団体の CTWPDA も、そのサポートをしているとのことでした。

輸入材については他の措置を行っている事業者も少なくありませんでした。カメルーンやガボン、ロシアから輸入している事業者の中では、自社の施業地を取得したこと、プランテーションを造成したことを挙げる事業者もありました。また調達先の認証取得支援を挙げる事業者もありました。例えば中国国内で調達するニュージーランド産ラジアータパインについて、中国国内の調達先の CoC 認証取得を支援したと回答する事業者がいました。

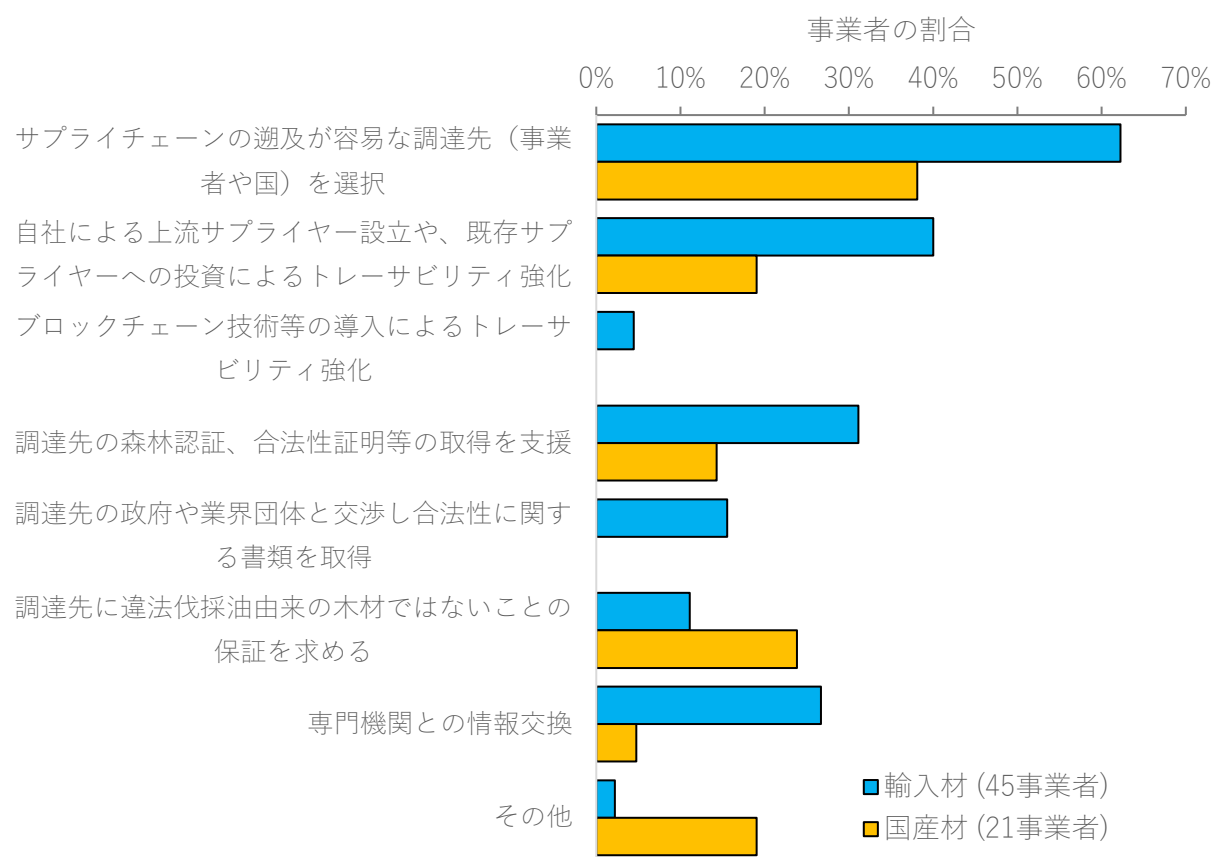


図 15 木材の合法性または持続可能性を確保するために取られた措置

また販売先に提供している書類について、第 1 期と第 2 期で若干異なる質問を行いました。第 1 期の事業者には、「販売先から合法性証明の要求があるか？」と質問したところ、35 事業者中 22 事業者は「ある」と回答しました。ただし要求が「ない」と答えた事業者の中でも販売先に合法性証明を提供している事業者がいました。また少なくとも 11 事業者は FSC 認証情報を販売先に提供していました。

一方、第 2 期の事業者には、「販売先にどのような証明書を提供しているか？」と質問しました。22 事業者が回答しましたが、10 事業者は伐採国政府（国産材については国内の地方政府）からの公的書類（伐採許可等）、9 事業者は森林認証などの第三者証明を提供していると回答しました。

5. まとめと中国からの木材製品輸入事業者への示唆

中国では、2019 年に改正された森林法の第 65 条によって、盗伐や無差別伐採など違法な由来であることが知られている木材の取得、加工、輸送が明確に禁じられています。この改正森林法の実施規則はまだ公表されていませんが、地方政府レベルの規則と併せた第 65 条の運用が既に行われていることが分かりました。

またヒアリング調査の結果、中国国内の木材関連事業者の多くは、原材料が輸入材、国産材であるかによらず、また販売先が国内か、国外かによらず、木材を調達する際に合法性確認を行うことを自社の責務として認識していると考えられました。合法性確認を行わなければならない理由については、改正森林法など中国国内の法令を挙げる事業者が最多でした。事前には、中国の事業者にとって合法性確認を行う主な理由は欧米の販売先からの要求やマーケティングであり、合法性確認は主に輸出事業者によって行われ、国内のみで販売している大部分の事業者はほとんど何も行っていないと予想していましたが、そのような傾向はありませんでした。

本研究の結果から、以下の示唆が得られます。まず、中国からの木材製品輸入事業者は、調達先が、木材の種類（輸入材／国産材）や主な販売先（国内／海外）によらず、改正森林法等によって違法伐採木材を取り扱わない義務を負っている立場にあることを前提に交渉できると言えます。またゼロから質問を考えなくても、調達先が改正森林法第 65 条に対応した合法性確認をどう行っているかを確認することで、追加的なコストを抑え、効率的に合法性確認を行うことが可能と考えられます。

一方、中国政府や事業者は、どのような品目や樹種についてどのような合法性の基準を満たしていることを要求するか、（販売先ではなく）自らの基準（例：中国への木材安定供給）で優先順位をつけて取り組んでいく可能性が高いと考えられることに注意が必要です。このため自社の基準と中国の調達先の基準に違いはないか、あるとすればどのような点かの確認が重要です。

さらに、中国の事業者が基本的に合法性確認の責務を感じていたとしても、必ずしもそれを達成できているわけではない点に注意が必要です。調達する木材の全量について合法性証明を得ていると回答した事業者は輸入材、国産材とも 4~7 割でした。また輸入材、国産材の双方とも、6~7 割の事業者は合法性確認を行うことにおける何らかの困難を回答しました。一方、多くの事業者が、調達先の変更、川上への投資（自社コンセッションの設立等）など合法性と持続可能性の確保のために様々な努力を行っていることが分かりました。

このことから、中国からの木材製品輸入事業者は、調達先にとって合法性証明がある木材を調達することが必ずしも容易ではないことを認識し、調達先の合法性確認の課題を把握し、必要であればその合法性確保の努力をサポートすることにより、合法性の確保された木材の持続的な調達が可能になると考えられます。